新富町介護予防・日常生活支援総合事業の第１号事業を行う者の指定等に関する要綱をここに公表する。

平成28年２月29日

新富町長　土　屋　良　文

新富町告示第12号

新富町介護予防・日常生活支援総合事業の第１号事業を行う者の指定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、新富町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年新富町告示第　号）第４条第１号ア、イ及びウに規定する事業（以下「第１号事業」という。）を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　法第115条の45の５第１項の規定による申請は、第１号事業を行う者の指定申請書（様式第１号）により行うものとする。

２　法第115条の45の５第１項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の決定）

第３条　町長は、前条の規定による申請書を受理したときには、必要事項を調査し、第１号事業を行う者の指定決定（否決）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第４条　施行規則第140条の62の３第２項第４号に掲げる事業の廃止、休止及び再開に係るものにあっては第１号事業の廃止・休止・再開届出書（様式第３号）により、変更に係るものにあっては第１号事業を行う者に係る変更届出書（様式第４号）により、それぞれ届出を行うものとする。

　（指定の取消し等）

第５条　町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したいときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者取消し・停止通知書（様式第５号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

　（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、第１号事業を行う事業者の指定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成28年３月１日から施行する。